

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置に関する技術
（２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）

（P 1 / 2）

外為令別表の１０の項（１）

（省令第２２条第１項第一号、第二号、第三号）

提 供 役 務 名：

作成者又は提供者：

パラメータシート
様式：9 T - 1
（役務）

CISTEC 2016.08.1記事修正
（平成27年10月1日施行政省令等対応）

質 問 事 項	回	答	備 考
1 （外為令別表の１０の項（１）／ 省令第２２条第１項関係） 一 以下の何れかの設計に必要な技術か？ （プログラムを除く） ・省令第９条第一号に該当する音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品 [パラメータシート様式９－１参照] ・省令第９条第二号に該当する船舶用対地速力の測定装置 [パラメータシート様式９－２参照] 二 省令第９条第一号イ（二）、（六）若しくはロ（三）に該当する音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品の製造に必要な技術か？（プログラムを除く。） 三 以下の何れかの製造に必要な技術か？ （プログラムを除く） ・省令第９条第一号に該当する音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品（前号に該当するものを除く。） [パラメータシート様式９－１参照] ・省令第９条第二号に該当する船舶用対地速力の測定装置（前号に該当するものを除く。） [パラメータシート様式９－２参照]	☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓	☐ はい 該当品目 [該当省令番号等 ↓] ☐ はい 該当品目 [該当省令番号等 ↓] ☐ はい 該当品目 [該当省令番号等 ↓]	「付表技術」 「付表技術」
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該 当	
該 当 項 番 [（ ）内に該当番号を記入する]	① 外為令別表の１０の項（１） ② 省令第２２条第１項第（ ）号 同条同項 第（ ）号		